

カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会(第16回)【概要】

I. 開催場所：東京（AP 東京丸の内）、WEB 会議併用

II. 日時：令和8年8月27日 10:00～12:00

III. 出席者（※敬称略）

○ 委員

【道府県職員】

- ・北海道、岩手県、宮城県、新潟県、石川県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、神奈川県、静岡県、愛知県、福井県、和歌山県、愛媛県、徳島県、島根県、山口県

【学術有識者】

- ・（公社）日本食品衛生協会 学術顧問 野田 衛
- ・国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長 上間 匡
- ・（国研）国立環境研究所 主幹研究員 三浦 尚之
- ・（国研）水産研究・教育機構沿岸生態系寒流域グループ長 長谷川 夏樹

○ オブザーバー

【研究機関】

- ・（国研）水産研究・教育機構
- ・国立医薬品食品衛生研究所

【分析機関】

- ・（一社）日本海事検定協会

【関係団体】

- ・全国漁業協同組合連合会
- ・（一社）大日本水産会
- ・（一社）全国牡蠣協議会

【関係府省庁】

- ・内閣府食品安全委員会事務局評価第二課
- ・消費者庁食品衛生基準審査課
- ・厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- ・水産庁（漁政部加工流通課、増殖推進部栽培養殖課）
- ・農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

【事務局】

- ・農林水産省消費・安全局食品安全政策課

IV. 概要

- 生産現場で実施可能な衛生管理方策の在り方等に係る検討を効果的に進めるため、カキを生産する道府県担当者を本委員会の委員となるよう設置要領案の改定を議論し、了承された。

- 令和7年度調査結果の概要を事務局から説明した後、令和8年度カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査（案）については、令和7年度調査設計を踏襲しつつ、令和7年度調査において存在が確認されなかったA型肝炎ウイルス（HAV）を調査対象としないことで了承された。
 - 三浦委員から、カキのノロウイルス検査における国際標準法であるISO15216-1:2017（ISO法）の概要等について情報提供があった。
 - 事務局から、主要輸出先国における輸出要件の概要及び過年度調査において低減効果が確認された衛生管理について情報提供があった。また、令和8年7月に輸出促進法に基づき、牡蠣・牡蠣加工品の品目団体として「一般社団法人全国牡蠣協議会」を認定したこと及び協議会について、水産庁 漁政課 加工流通課より紹介した。
- 委員等からの主なご意見
- ・ カキのノロウイルス保有状況に関する定量値の取りまとめに当たっては、定量下限値を超えたものの割合を明記する等してはどうか。
 - ・ 下水処理水や浄化槽越流水の流入等、カキ飼養海域の上流域の状況によるノロウイルス定量値の動態の変化について考察ができるような解析も行ってはどうか。
 - ・ HAVについて、不検出の結果も含めて動向を把握するためには、数年おき等の定期的な調査を継続するのがよい。
 - ・ ノロウイルスについては、厚生労働省の通知法、着地検疫で採用されるISO法、リスク評価をするための検査法（感染性推定遺伝子検査法）、食品衛生検査指針の改良法があり、また研究ではノロウイルスの培養による検知も可能になってきている状況。今後、国内のカキのNoV検査について、検査法をどのように進めていくのか、意見交換をする場を設けるべき。
 - ・ 今後の検査法の検討のためには、国内の検査機関において採用されている検査法の実態を把握することも重要である。
 - ・ ISO法の実施に係る機器の導入が高価で困難という意見があった。ISO法の文書では、検査機器や試薬が例示されているものの、入手できないものもあるので、記載されているものを必ず使用するという決まりはない。各検査所が使用する機器、試薬にそって手順書を作り、手順書に沿った手技で、LOD/ LOQは各検査所が自身で確認して、「我々の検査はこのレベルで実施している」という前提で行うことになる。

以上